

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
祭日、  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 選挙管理委員会の招集（地方課）
  - 保険医療機関等の指定（保険課）
  - 保険薬剤師の登録（〃）
  - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
  - 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの（〃）
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
  - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）
  - 土地改良法による換地計画の決定（〃）
  - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（七件）（〃）
  - 土地改良事業の認可（〃）
  - 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（〃）
  - 土地改良事業の工事の完了（〃）

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

昭和六十三年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 日時 昭和六十三年一月十三日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 昭和六十三年年度選挙常時啓発事業計画について

### 鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
鳥取県立厚生病院	合吉市東昭和町一五〇	昭和六十二年十二月二十日
安達 医院	米子市西三柳二〇四八	昭和六十二年十二月二十日
稲賀 医院	境港市上道町九一四一	昭和六十二年十二月二十日
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨一六八	昭和六十二年十二月二十日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大字上野原一四五―三	昭和六十二年十二月二十日
西本 医院	八頭郡船岡町大字見規中一五三一―〇	昭和六十三年一月一日
清水齒科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
今田齒科岩倉医院	鳥取市岩倉字上樋掛四五二―七	"
安田齒科医院	米子市朝日町五	"
明石齒科診療所	西伯郡名和町大字御来屋字西大草松一三三―四	"
圓道齒科医院	米子市東町二四一	"
中尾 医院	氣高郡鹿野町大字今市一〇四〇―一	昭和六十二年十二月十五日

名称	所在地	指定年月日
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	"
井沢 医院	境港市竹内町七九一―八	昭和六十三年一月一日
百村眼科医院	鳥取市上町一八―五	"
中村齒科医院	鳥取市末広温泉町四六三	"
中村齒科医院	鳥取市扇町三	"
倉元 内科医院	境港市外江町一七三三―一	昭和六十二年十二月六日
越智 内科医院	米子市加茂町一―九	昭和六十二年十二月十日
八百谷齒科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八	昭和六十二年十二月八日
船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万字西垣七三四―一	昭和六十二年十二月十三日
米田 薬局	東伯郡大栄町大字由良宿一五六	昭和六十二年十二月一日
栴田田薬局生活センター千代水店	鳥取市安長二四八―一	"
財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二―二六	"
西田 内科	倉吉市上井町一―一四二	昭和六十二年十二月八日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市富安一丁目六一	昭和六十二年十二月一日

鳥取県告示第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 美 樹	鳥薬第六五五号	昭和六十二年十一月二十日
小松原 敬子	鳥薬第六五六号	昭和六十二年十二月二日

鳥取県告示第四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所	所 在 地 鳥取市富安一丁目六二	申出の受理の年月日 昭和六十二年十二月一日
--------------------------------------	---------------------	--------------------------

鳥取県告示第五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 美 樹	鳥国薬第六五五号	昭和六十二年十一月二十日

鳥取県告示第六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立齒科医院	境港市上道町一八五五	昭和六十二年十二月二十 二日

鳥取県告示第七号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（江原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

鹿野町が行う土地改良事業（単県土地改良事業広ノ谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）布勢地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十

六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十二号

米子市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）尾高地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十三号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）下味野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日より二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）倭文地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）円通寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大坂）地区農業用排水）を昭和六十二年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十七号

淀江町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐陀地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	農村地域定住促進対策事業高山地区区画整理	昭和六十二年十月三日